

平成27年 第16回
教育委員会臨時会会議録

平成27年9月25日（金）
港区教育委員会

港区教育委員会会議録

第2431号

平成27年第16回臨時会

日時 平成27年9月25日（金） 午前10時00分開会

場所 教育委員会室

「出席委員」

委 員 長	澤 孝一郎
委員長職務代理者	小 島 洋 祐
委 員	綱 川 智 久
委 員	永 山 幸 江
教 育 長	小 池 眞喜夫

「説明のため出席した事務局職員」

次 長	益 口 清 美
庶 務 課 長	佐 藤 雅 志
学 務 課 長	新 井 樹 夫
学校施設担当課長	奥 津 英一郎
生涯学習推進課長	山 田 吉 和
図書・文化財課長	前 田 憲 一
指 導 室 長	渡 辺 裕 之

「書記」

庶務課庶務係長	小野口 敬 一
庶 務 課 庶 務 係	鈴 木 玲 奈

「議題等」

日程第1 会議録の承認

1 第2426号 第7回定例会（平成27年7月14日開催）

日程第2 審議事項

1 議案第68号 平成27年度港区教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況の
点検及び評価報告書について

日程第3 教育長報告事項

- 1 平成27年第3回港区議会定例会の質問について
- 2 幼児・児童・生徒の事故発生状況について
- 3 平成28年4月の新入学児童・生徒の学校選択希望制について
- 4 港区立港郷土資料館の特別整理期間（休館）について
- 5 第3回みなと子ども読書まつりについて

- 6 生涯学習推進課の10月事業予定について
- 7 図書館・郷土資料館の10月行事予定について
- 8 10月指導室事業予定について

「開 会」

○澤委員長 皆さん、おはようございます。ただいまから、平成27年第16回港区教育委員会臨時会を開会いたします。
(午前10時00分)

今年の夏は猛暑が続きましたが、9月も半ばになりますと残暑もほとんどないまま、一気に秋が来たような気がします。今朝は肌寒いくらいになりました。

これからの時期は、幼稚園や小・中学校で行事等予定がいろいろありますが、指導室長、その辺はどうですか。

○指導室長 幼稚園と小学校では秋の運動会の準備が着々と進んでいるところです。ご都合がよろしければご参加いただければと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

○澤委員長 本日、教育政策担当課長は体調不良のため、欠席です。

また、図書・文化財課長は他の公務のため、10時30分から11時まで途中退席させていただきます。あらかじめご承知おきください。

「会議録署名委員」

○澤委員長 それでは、日程に入ります。

本日の署名委員は、永山委員にお願いします。

第1 会議録の承認

1 第2426号 第7回定例会（平成27年7月14日開催）

○澤委員長 日程第1、会議録の承認に入ります。

平成27年7月14日開催の第2426号第7回定例会の会議録につきましては、承認ということとよろしいでしょうか。

(異議なし)

○澤委員長 それでは、承認することに決定いたしました。

第2 審議事項

1 議案第68号 平成27年度港区教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価報告書について

○澤委員長 日程第2、審議事項に入ります。

議案第68号「平成27年度港区教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価報告書について」庶務課長、説明をお願いします。

○庶務課長 それでは、議案第68号「平成27年度港区教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価報告書について」ご説明いたします。

議案資料ナンバー１－２は概要となっています。

議案資料ナンバー１の１ページをご覧ください。

まず、点検及び評価の実施目的です。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第２７条に基づいて、教育委員会が行う事務事業について執行状況の点検及び評価を行い、結果に関する報告書を港区議会へ提出いたします。さらに、広く公表することにより区民への説明責任を果たすとともに、信頼される教育行政を推進することを目的として実施しています。

次に、点検及び評価の実施方法です。

港区教育ビジョンの下、各個別計画において掲げる施策の柱の中からテーマを抽出しています。今年度のテーマは、３ページに見開きでお示ししたとおり網がけの部分になります。「確かな学力の育成」から「子ども読書活動の推進・支援」まで、５つのテーマを抽出しました。このテーマにつきましては、６月２３日開催の教育委員会臨時会でご了承いただいています。

点検及び評価の手順は、５つのテーマのうち「確かな学力の育成」を例にとりますと、６ページ以降のように、まず、施策を構成する事業単位で所管課による自己評価を行いました。次に、この自己評価について評価委員からヒアリングを受け、１５ページからのように各評価委員から課題やご提言を含めてご意見をいただきました。さらに、これに対して、１９ページに教育委員会における今後の取組の方向性をまとめました。各テーマごとに、このような構成で報告書を作成しています。

８７ページをご覧ください。

今年度の点検及び評価の経過と評価委員は、同ページにあるとおりです。評価委員は、学校教育から生涯学習までの分野にわたる学識経験者の方をお願いし評価をしていただきました。

なお、８３ページからＡ３版でとじ込んだものは、昨年度、テーマを設定して点検・評価をした各事業について、今年度、現時点でどのような対応をしているのか振り返り、点検をすることを初めて試みました。振り返り点検した状況をまとめてつけさせていただいたものです。

それでは、テーマごとに評価委員からいただいた主なご意見や教育委員会としての取組の方向性につきまして、議案資料ナンバー１－２でご説明いたします。

初めに、「確かな学力の育成」についてです。

全国に先駆けて全校に区費講師を配置し、成果を上げてきていると評価をいただいています。今後は、区費講師のレベルアップ研修の充実が必要ではないかというご意見です。中１ギャップといわれるようなつまずきが生じる可能性があるため、小学校の算数から中学校の数学へは緩やかに高度化していくような系統的な手立てを小・中学校の教員間で実践研究をすると、さらによくなるのではないかというご提言がありました。

サイエンス・アシスタントや理科支援員等の人的配置が、各学校において組織的に有効活用できているか、実態をしっかりと把握し改善点を明らかにするとよいという意見がありました。

これに関して、教育委員会としましては、子どもの知的好奇心を高め、自ら意欲的に学習に取り

組む姿勢を育むとともに、個に応じたきめ細かな指導の充実を図るなど、学力向上に向けた様々な工夫・改善を行う方向性を示させていただいています。

次に、「個性と能力を伸ばす教育の推進」についてです。

I C T関係では、セーフティ教室の実施やS N S等の「光と影」の指導が喫緊の課題となっており、保護者等と連携した施策をさらに充実されることを要望するというご意見とともに、情報モラル教育が今後ますます重要性を増す。児童・生徒がトラブルや犯罪に巻き込まれないよう、熱心に取り組んでほしいというご指摘がありました。

自然体験活動なども健全育成の視点から有効であるので、外部人材をさらに有効に活用できるようにとご提案をいただいています。

教育課程に位置付けた地域防災訓練を町会、警察、消防、企業等と実施している点、中学生が地域の一住民であることを自覚するような活動方針は高く評価できるとご意見をいただいています。

これに関して、他者との円滑なコミュニケーションを図り、課題を発見・解決する力を育成する上で、I C Tの活用能力を高めることは有効な手段となり、個性と能力を伸ばす教育の推進に向け、集団宿泊活動、防災や環境などの体験学習を一層工夫・充実していくと方向性を示させていただいています。

次に、「多様な学習資源の活用」についてです。

学校支援地域本部事業は、区の現状に即した方法で、学校と地域が協働した新しい公立学校の管理運営の姿を創造されることを強く要望するというご意見をいただいています。また、この事業は今後、教育施策の重点的な柱になっていくだろうということで、教育委員会での組織的位置づけを強め、様々な人材等との効果的な連携を進めてほしいというご意見をいただいています。

貧困対策については、把握できていない実態が深刻であると予測されることから、今後とも各機関等と連携を図り、可能な対応を積極的に進めてほしいというご意見をいただいています。

パラリンピック・オリンピックを見据え、港区らしい国際交流と国際貢献の一層の飛躍を求めるというご意見をいただいています。

これに関して、学習に対する様々な期待やニーズに応えていくために、いろいろな事業主体と連携していき、区民に広く伝えることで学習資源の活用をP Rしていくとともに、一人ひとりの生涯を通じた学びを支え活かせる取組を展開していく方向性を示させていただいています。

次に、「子どものスポーツ活動の促進」についてです。

タグラグビーは、大学ラグビー部との連携も視野に入れ、例えば、大学と小学校が連携した体育科の授業の実践も可能ではないかというご提案がありました。

各幼稚園に向けて、幼児の体力向上に特化した専門的な指導員が配置できるような人的・財政的措置をされたいというご意見をいただいています。

遊び場開放につきましては、都市化が進む港区の現実を踏まえれば非常に重要な事業である。児童・生徒の健全育成や体力づくりの視点から継続を望むというご意見をいただいています。

これに関して、子どものスポーツに対する興味・関心や体力・運動能力の向上を目指した取組を

充実させるという方向性を示させていただいています。

最後に、「子ども読書活動の推進・支援」についてです。

活字離れが広がっていると言われている中で、幼いころからのブックスタートのような取組は非常に重要なので、短期的な効果は評価しにくいですが、長期的な効果は間違いなくある重要な事業なので継続を期待するというご意見をいただいています。

大使館との連携事業は、異文化理解教育や国際交流の機会になるので、学校教育との連携を進め、教育課程の中で、大使館との連携を活かした学習を実施できる工夫を期待したいというご意見をいただいています。

学校図書館の活用を学校経営計画に位置付け、各教科等での学校図書館活用を推進し、学力の一層の向上を期待したいというご意見をいただいています。

これに関して、子どもの成長を読書という側面から支え、早い段階から読書に親しみ、生涯を通じて本を通して学ぶ大人になることの手助けを目指していくと方向性を示させていただいています。

次に、今後の予定です。

点検・評価につきましては、本日ご決定をいただきましてから庁議で報告いたします。その後、区議会区民文教常任委員会への報告を経て区のホームページで公表してまいります。

説明は、以上です。よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願いいたします。

○澤委員長 ただいまの説明に対して、ご質問ございますか。

○綱川委員 8月21日に開催された評価会議で、評価委員との意見交換の時にも話題となりましたが、所管課による各事業の自己評価がほとんど「3」以上となっていて、評価が少し甘いのではないかという気がします。評価委員からもこれだけご指摘を受けているように、次年度に向けてよりよい事業を推進するためには、基準を見直すことも検討したほうがよいのではと感じますが、いかがでしょうか。

○庶務課長 ご指摘のとおり、次への課題として、自己評価の扱い方をもう一度しっかり見つめ直さなければいけないと思っています。区の事務事業評価に準じた形でやっておりますが、全く課題のない事業というのはないわけですから、もう一度原点に立ち返って、そのあたりを事務局内で統一できるように点検をして自己評価していきたいと思います。

○澤委員長 評価委員の岩渕先生から、全般的ではありませんが、誰が見てもわかりやすい、あるいは納得できるような評価にしてもらいたいというご意見がありました。ただ、私も教育に携わっていますが、教育というのは会社の売上げのように単年度ごとにすぐ評価が出るというわけではないので、なかなか難しいところがあります。

私は先週、中国・遼寧省の遼寧工程技術大学で、大学院の学生を対象に集中講義をしてきました。瀋陽が遼寧省の省都で、東北地方では一番大きな都市です。以前は奉天と言っていたところです。大学はそこから3時間ぐらいかかるところにありますが、帰りに大学が車を用意してくれ、エスコートにつけてくれた修士1年生の英語が堪能でした。中国では小学校1年生から英語を学習しているそうなので、英語は好きなのかと聞いたら、技術系の修士生ですが好きだと言っていました。

やはり、興味を持って大学まで一生懸命勉強することで力が付くわけです。教育というのは、ある理念を持ち、しっかりその理念を目指して地道な努力を続けていくことが大事です。国全体のレベルを上げるためには、やはり教育はとても重要だということを改めて感じて帰ってきた次第です。

評価をどのように実施するのかは事務局としてはなかなか難しいところでしょうが、教育は大事なことなのでよろしくお願いします。

○小島委員 澤委員長が言われるとおり、評価は大変難しい問題だと思います。地教行法に基づいて実施していますが、評価にあたっては、この基準でやりなさいというものが法律の中にあるのですか。あるいは文部科学省で、この基準でやりなさいというものがあるのでしょうか。

○庶務課長 法律上は、外部の意見を聞くようにということは明文化されておりますが、具体的な基準というものはありません。いくつかの自治体の報告書を見てみましたが様々です。委員からご意見をいただいて終わっているものが多いかなという印象です。

○小島委員 区長部局の事務事業評価の基準に準じているということでしたが、単純に、このような基準ですと説明ができるものですか。それとも、なかなか複雑になっているのですか。

○庶務課長 資料ナンバー1の1ページの2（3）に、この自己評価シートの作成として、各項目においてはこのような基準のもとで、1から5までの評価をつけ、最終的にこの事業をどうしていくのかという項目があります。これは一定で統一的なものとして示していきまして、継続や、もう必要性がないから廃止するという評価項目です。このあたりは使わせていただいておりますが、各事業それぞれに特性があり、画一的に評価するのはなかなか難しいとは思いますが、できる限り客観的な目でこれからも見ていきたいと思っております。

○小島委員 区長部局の事務事業評価と教育委員会の評価とでは、評価の基準が少し違うのでしょうか。澤委員長が言われるように、長い目で見ないとわからない面もありますが、教育の評価は確かに大変曖昧としていますよね。

○澤委員長 しかし、評価しなければいけないことも確かですね。

○小島委員 そうですね。教育委員会の責任としてやっていることも評価しなければならないのですから、なかなか難しいですね。

○庶務課長 おっしゃるように、教育はすぐに結果が出にくい、それも数値で明確に出にくい分野と思いますが、とは言いながらも、その中で客観的に、誰が見てもご理解いただけるように評価をすることが必要です。

○小島委員 学力調査では、この問題の解答はこれで、数値として正答率が出る。こういう意味での評価はやりやすいのですが、例えば人権はどう考えるかといった場合に、Aの意見からBの意見、C、Dと意見が出て、それぞれに間違っているとか正しいとかは、なかなか言えないわけです。そうすると、教育内容についての評価をどうするかは、これはまた難しい問題だと思います。

しかし、評価はしなければならない。正答率も非常に大事ですが、ものの考え方について自分は何を大事にしているのか、その大事なものをどう発展させていくかは人それぞれの考え方で、それをどう評価するのか、教育を単純に評価していいのかという根本に関わります。

○澤委員長 それだけ教育は難しいということですね。難しいだけに、学校の先生方には使命感を持ってやっていただきたいと思います。

○綱川委員 評価については、やはり庶務課長が言われたように前向きに廃止すべきところは廃止するとか、最後に所管課による評価のコメントでは、この事業をどうしていったらよいかをもう少し現実的に述べるとか、少しずつ変えていければ進んでいくのかなと思います。

結局、内部だけでの評価では意味がないので外部評価をすると思うので、外部評価に対しての意見もあるともっといいのかなと思います。

○澤委員長 庶務課長から報告がありましたように、平成26年度も当然、点検及び評価をしていて、それが今年度どのように実現の方向でやっているかもまとめてあります。これは、区民の方、関心のある方から見てもとてもわかりやすいのではないかと思います。

○小島委員 澤委員長が言われたとおり、私もこれをつけたのは非常に大事なところをやってくれたなと思っています。平成26年度の点検・評価の後、平成27年度における取組状況をご説明いただければと思うのですが、よろしいですか。

○庶務課長 平成27年度を取組が進行中ですので、各項目で終えたものはしっかりと実績を、これから実施するものは実施にあたっての今の検討状況を示しています。

例えば、1の個に応じた指導の充実を例にとりますと、具体的に、今年度の区費講師の配置の数を決めさせていただいています。昨年度末からの結果、科目的に算数に課題がある場合は算数をとということで、一律にやるのではなく学校の実態、実情に応じて配置をすることについては、指導室を中心に、よく現場を見ていただきながら進めていきます。

今後も継続していくこととしては、区費講師を配置した教科の学力調査結果を分析していきます。10月には、校長ヒアリングの予定も組ませていただいておりますので、当面はこの区費講師を有効活用できているかを検証していきます。どういう取組をここまでやってきたのか、これからどうしていくのかを各項目に応じて出させていただきます。

3の情報教育の推進は、ICT関係ですのでとてもわかりやすいかと思いますが、学校情報化アクションプランに基づいて、既にタブレット40台の配置は終えています。まさにこれは、2学期からが活用の本番で、それに向けては夏休みに研修会を実施するなど取り組んでいます。このような形で、各項目においてまとめさせていただきました。

○小島委員 2の理科教育の充実ですが、理科の学力向上を図るために、各小中学校にサイエンス・アシスタントを平成26年度は33名、平成27年度は32名配置していますとあります。これは努力目標として書いていたのですか。それとも、アドバイザーを毎年このようにたくさんつけていますという意味で書いたのですか。

○指導室長 取組としては、数が33名から32名と1名減っているのですが、例えばその1名が幾つかを担当する場合もありますし、それは決して人数が減っているからといって取組が下降しているわけではないと捉えていただければと思います。

従来の小学校のサイエンス・アシスタントを含め、アドバイザーまでとなるとかなり専門的な指

導をしていただいていますので、支援の体制は複雑です。いずれにしても、理科教育の人材も配置して少しずつ授業の改善も行ってきていますので、内容の充実に向けて、我々も学校の様子を見に行きながら、結果として表れてくれればと考えています。

○小島委員 これを見ると、「指導主事が授業改善推進プランに基づいた授業観察を行い、指導します」と書いてあるのですが、年間に何回というような計画を立ててやっているのですか。それとも随時やっているのですか。

○指導室長 両面でございます。随時の指導もありますが、授業改善推進プランは夏休み中に作成していますので、2学期には確実に理科を重点として授業を見ていくことになると思います。この授業改善推進プランにかかわらずどのような授業をやっているかは、いろいろな機会を通じて確認していこうと思います。

○小島委員 理科はいろいろ課題があるものですから、特に昨年指摘されたものを、今年度どう改善できるかという意味では、文章が何となく弱い気がします。

○綱川委員 確か、OECDの発表で「ICT化した国は学力が落ちている」と、港区にとってはセンセーショナルなことが書かれています。電子教科書などを使うと、先生方は教材研究や教材の準備が結構楽にはなるとは思いますが、楽になったことで、逆に指導や方法が落ちてしまうのではないということだと思います。

これからも、電子教科書をどんどん導入することによって、教員の指導力が上がるような指導をして「電子化すると学力が落ちていく」と書かれないよう、ぜひお願いしたいと思っています。

○指導室長 おっしゃるとおりだと思います。タブレットが導入されることで、教員の指導力が落ちてしまったとあっては、導入の意味がありません。あくまでもタブレットの使用に伴って「どのように有効活用できるか」という研修等を実施し、このタブレットをどう使うかが大切です。教員がもともと持っている指導観や教育観が基本となるので、そこは外さないように学校へきちんと指導してまいりたいと思います。

○澤委員長 指導室長が言われるように、あくまでも学校教育の根本はフェイス・トゥ・フェイスです。人間と人間の交流があることによって、子どもたちにより刺激を与え、いろいろなものに興味を持ってもらう。興味を持ってもらうためには、綱川委員が言われているように、ICT機器としてのデジタル教科書も役に立つわけです。使える道具は大いに使ったほうがよいということです。

三重県松阪市へ視察に行ったときに、高度な道具は、その使い方を覚え習得するのに多くの時間を使うのでは意味がありません。教員が子どもたちの教育に使う時間が逆に減るという可能性もあります。コンピューターは便利ですが、いざトラブルが起ると大変なので、その辺の支援を教育委員会としてどう考えていくかがとても大事だと思いました。

○指導室長 学校情報化アクションプランには、ヘルプデスクや校務を支援することもセットになっておりますので、今ご指摘いただいたようなことについても、より支援が可能な業者を選定し進めてまいりたいと思います。

○永山委員 学校支援地域本部について、評価委員の小川先生の課題の中で「この施策が重点の柱

になり、教育委員会での組織的位置づけが強く求められる」とご意見をいただいております。ぜひ、教育委員会全体として取り組んでいただいて、平成26年度の今後の方向性に、もっとよい内容が書けるよう期待すると同時に、教育委員会の事業はとて多く、いろいろなことに取り組んでおり、現在の職員数でこれだけの事業を次から次へとやられていることが本当によいことなのか、夜遅くまでお仕事をしていらっしゃって病気にならないかとも思います。

今、近藤麻理恵さんの「片づけの魔法」という本が流行っていますが、大切なものを見つけるには捨ててこそ重要なものが残り、さらにそれがよいものになるということです。そういう視点からも事業を減らすことも一考かと。意見です。

○小島委員 学校支援地域本部事業は、先生が生徒に向かう時間をより多くとるためにやっているわけですから。

○澤委員長 もう一つ重要なことは、港区という地域資源を有効に利用するためには、先生方に余り負担をかけずに利用ができるようにすることもあると言われていました。

○小島委員 今の永山委員の意見はよいですね、素晴らしい強烈な問題意識ですね。

○綱川委員 スクラップ・アンド・ビルドですね。

○庶務課長 予算編成の方針で、毎年「スクラップ・アンド・ビルド」と言われています。スクラップというのはものすごくエネルギーが要る仕事だなと感じています。

その一つのきっかけということでこの事務事業評価の点検があります。事業を廃止できるかというのと相当な勇気と努力が要るのが現実です。やはり効果などをしっかりと見極めて、ただ継続していればよいということではないことを前提に厳しく見ていかなければいけない。生み出すためには何かを絞り込んででも、形を変えてでも事業を充実させるという前向きな視点で取り組んでいきたいと思います。

○小島委員 私は常々、基礎学力を充実させなければいけないと言わせていただいております。子どもたちが一生懸命勉強してくれないと学力の向上にならないわけです。

学習意欲の点はいつも話題や論点になっていますが、その点については、83ページの4の学力定着度調査の実施のところで「学習意欲を引き出し、学力向上が図られるよう事業の工夫・改善を行う」とあります。それに対して平成27年度の実施状況では「学習意欲を高めるため、土曜特別講座や各種検定の事業による教育効果を分析し」とあります。学習意欲を高めるための方策は、これでよいのかなという感じがしますが、指導室長いかがですか。

○指導室長 小島委員が言われるように、学習意欲に関わる部分で評価委員の小松先生から、「学習意欲の向上や学習習慣の定着」という視点でご指摘を受けています。このことについては、教員の学校での通常の授業の枠組みの中で、わかる喜び、思考力・判断力・表現力の育成にかかわる授業として「よくわかった」「ここをもっと知りたい」と思えるようにしていかなければいけないと思っています。確かに、記述の中に入れなければいけないということは、今後の反省として活かさせていただきたいと思います。

なお、学習意欲については、小中学校もちろん大事ですが、幼稚園教育、幼児期の教育でも主

体的に関わろうとする気持ちを小学校入学前にきちんと身につけさせて、それを持続させていくことが非常に大切なことだと思いますので、改めて今後の課題として取り組んでいきたいと思っています。

○小島委員 学習意欲の向上は本当に難しいですね。最終的には、現場の一人一人の先生が、いわゆる全人格教育というのでしょうか、子どもたちを指導して学習意欲を高めていくほかにないだろうと思います。

○澤委員長 教育というのは、人類が営々と蓄積してきたものを次の世代にどうやってよいものとして伝えるかです。しかし、馬の耳に念仏とか猫に小判のように価値のわからない人にいくら言ってもなかなか伝わりません。

私が大学の授業で、こちらはよいことを言っているつもりでも、学生にはその価値が伝わっていないことがあります。社会へ出て初めて「大学の時にもっと勉強しておけばよかった」ということがあるわけです。要するに、こちらがぼーんと刺激を与えても、それに学生が反応するのは卒業後かもしれないですね。「子を持って知る親の恩」とも言いますよね。

ですから、子どもに刺激を与えてもすぐに反応することができない子どもが多分たくさんいると思います。だからといってその子どもたちに何も残っていないのかといえば、実は残っている場合もあって、その辺がなかなか難しいところです。各種の検定試験は、勉強すれば良い点数がとれる、そういう達成感みたいなものを経験してもらって、さらに意欲を持ってもらうという意味だろうと思います。

○小島委員 先ほど指導室長から、やる気や学習能力は幼児教育のときが大事だというお話を聞いて「ああ、そうか」と、「三つ子の魂百まで」とはそういうことなのかなと感じました。幼児教育は侮れないです。幼児教育には3つの力がありましたよね、あれが既に学習意欲につながっているということになるわけですね。

○指導室長 本当におっしゃるとおりです。今、幼稚園教育でやっていることを保育園も含めて幼児教育として小学校入学前にしっかり身につけさせるということです。要するに、人とかかわりの中でかかわる力を高め、友達と一緒に発見し、考え、表現する力につなげていくことです。具体的にどういう取組をしたらいいか、これからは保育園等と連携しながら一緒に進めていかなければいけないと思っています。

○綱川委員 港区が国際理解という中で、英語教育をしようといったときに、英語嫌いが低年齢化するともっと悪い影響に繋がるので気をつけましょうという話が出たように、幼児教育も非常に大事ですが、勉強嫌いというようなことが低年齢化すると非常に困る。遊びながら学習するところが大事だとよく言われています。自分の意識の中で何が必要かなということです。

社会教育委員の会議の中で、生活習慣を身につけないと何をやっても無理だということが言われていました。生活習慣に対する家庭での取組を教育の中に位置付けていただかないと、澤委員長も言われていたように、幾ら鉄砲を撃っても反応がなかったらむなしいです。家庭教育の中で人間としての生活能力をつくり続けていくような方向に持って行っていただきたいと思います。施策としてはもう十分実施しているので、それがより定着することで花を開かせていくと思っています。

○指導室長 綱川委員が言われるように、家庭への支援としてハンドブックやリーフレットを配布しました。また、次年度に向けて、幼稚園教育で実践していることがより家庭に伝わるようなものを予算要望して考えているところです。

英語教育については、低年齢化させればよいということではなくて、小川先生からのご指摘にあるように、幼児の体力の向上についても、例えば、逆上がりができない子に、逆上りを「やれやれ」と押しつけるようなことをしては逆効果です。やはり遊びの中で子どもたちが学ぶ、それを支援できるような形で体力をつけていくことが大切であると考えています。

今、幼稚園アシスタントを配置していますが、ここで少し拡大して体力向上に特化した形の予算要望もしているところですので、実現できれば幼稚園教育の中でしっかり実践しつつ、家庭にもきちんと啓発していければと考えています。

○澤委員長 「平成27年度港区教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価報告書について」からは大分進展して教育論になりましたが、議案第68号については、原案どおり可決することにご異議ございませんか。

(異議なし)

○澤委員長 それでは、議案第68号について、原案どおり可決することに決定いたしました。

第3 教育長報告事項

1 平成27年第3回港区議会定例会の質問について

○澤委員長 次に、日程第3、教育長報告事項に入ります。

「平成27年第3回港区議会定例会の質問について」庶務課長、説明をお願いします。

○庶務課長 それでは、平成27年第3回港区議会定例会の教育委員会に関する質問についてご報告いたします。

区議会定例会は9月10日に招集され、本会議で各会派から代表及び一般質問がありました。

教育長に対しましては、資料ナンバー1の1～2ページにあるとおり、自民党議員団の二島豊司議員から共産党議員団の熊田ちづ子議員まで3名の方から代表質問が、また、自民党議員団の土屋準議員から共産党議員団の大滝実議員まで4名の方から一般質問がありました。

それでは、質問、答弁について、主なものをご紹介します。

3ページをご覧ください。代表質問です。

まず、自民党議員団の二島豊司議員です。大規模小学校への支援についてです。児童数の増加に伴い事務量が増加しているの、事務負担の軽減という点からどのような取組をしているのかという質問です。これにつきまして、10ページに大滝議員からの質問にもあるように、副校長の職務軽減と補助事務職員の配置については教員の長時間労働の改善ということで、これまでになかった質問と思います。

これにつきまして、新たに赴任した教員や若手教員に対して、指導主事が定期的に訪問し、授業観察を通して指導・助言など、きめ細かな支援を行っている。また、職員の配置については、大規

模小学校には、区独自に区費職員を配置している。それ以外の学校についても、事務補助職員を配置していると、大滝議員の質問に対しても同様に答弁させていただいています。

公明党議員団のちほぎみき子議員です。近頃、中学生が巻き込まれる事件が起きていることを踏まえ、こういった対応が必要とお考えかという質問です。

区の具体的な取組として、連続して3日間学校を欠席した児童・生徒へは、学校から連絡とり、必要に応じて、家庭訪問も行っている。今後も、家庭、学校、子ども家庭支援センター、警察等関係機関及び地域との連携を一層強化して対応していくと答弁させていただいています。

5ページをご覧ください。

共産党議員団の熊田ちづ子議員です。区立運動施設・野球場の利用時間の拡大に関連して、青山運動場・野球場が現状使えない状態となっているので、早く使えるようにするべきとの質問です。

先日の教育委員会でご報告したとおり、区の対応に関する取組について答弁させていただいています。

その対策として、麻布野球場の利用時間を拡大してはどうかという質問がありました。

これにつきまして、近隣住民からのご意見も寄せられていることから、利用時間の拡大は困難な状況であるという答弁をさせていただいています。

6ページをご覧ください。一般質問です。

自民党議員団の土屋準議員です。「多様性を尊重する社会の推進」への対応について、同性カップルに対して違和感を覚えるのは自然の感情と思うが、違和感を覚えることが否定されるような逆差別も考えられるので配慮が必要という趣旨の質問です。これにつきまして、学校での人権教育の指導例を出して、多様な考え方が存在することを認識させ、個性を尊重することについて学べるよう配慮していると答弁させていただいています。

7ページをご覧ください。

自民党議員団の小倉りえこ議員です。国際学級についての質問です。国際学級の取組の今後の展望についてということで、東町小学校の国際学級卒業生の受け皿となりうる公立中学校の整備も課題ではないか。外国人児童の受け入れについては別枠とする取組が必要ではないかという質問です。これらにつきまして、区立中学校の国際学級の設置については、区民のニーズや東町小学校の国際学級を卒業する子どもたちの進路状況を把握し、必要性の有無を検討していく。外国人児童の受入については、東町小学校の学校規模という点から、別枠で優先的に受け入れることは困難な状況ですが、今後は、児童数の動向を見極めながら、できるだけ多くの外国人児童の受け入れができるよう検討していくと答弁させていただいています。

8ページをご覧ください。

みなと政策会議の榎本あゆみ議員です。学校給食に関し、食育、献立の考え方についての質問です。これらにつきまして、教員や栄養士が食育リーダーとなり食育を進めています。今後も、子どもたちの食生活の状況把握に努め、学校と連携し、栄養バランスのとれた学校給食を提供していくと答弁させていただいています。

9 ページをご覧ください。

共産党議員団の大滝実議員です。スポーツ施設の利用料免除について、障害者を住所で差別せず、他区の方も同様に免除扱いに戻すべきという質問です。これにつきまして、区の使用料の考え方の説明をさせていただき、区外の障害者については、免除することは考えていませんが、本年1月からは、区が運営する福祉団体の施設に通所している区外の障害者については、在勤者と同様の扱いとなるよう減額していると答弁させていただいています。

小中学校の校庭の天然芝生化について、天然芝生化を進めるべきという質問です。これにつきまして、天然芝生の課題を説明したうえで、小学校の要望に沿って人工芝を整備していると答弁させていただいています。

移動教室、夏季学園に関する協定について、今年度は他区の協力を得て実施しているので相互に施設を利用できる利用協定を結ぶことが必要という質問です。これにつきまして、特別区の担当課長会で意見交換を行い、協定を締結するまでもなく、23区が最大限協力し合うことを確認していると答弁させていただいています。

以上、一部ですがご紹介いたします。

○澤委員長 ただいまの説明に対して、ご質問ございますか。

○小島委員 ちほぎ議員の質問に対しての答弁として「連続して3日間学校を欠席した児童・生徒へは、保護者からの連絡の有無にかかわらず、学校から連絡を取り」とありますが、どうなのですか。無断で児童・生徒が休んだら「どうしたの」と、先生が親や保護者に直ちに連絡を取るのではないですか。

○指導室長 欠席する場合は必ず保護者から連絡をしていただくことになっていますが、もし連絡がなければ、当然、学校から連絡を必ずとっています。例えば、親から欠席の連絡があり3日間休んだ場合や1日目に「今日は風邪で休みます」と連絡があり、その後、2日目、3日目に連絡がなかったケースが考えられますが、常に、心配なときには必ず1日目でも家庭訪問することを指導しております。あくまでも原則ということで、このような表現で書いています。読み取り方によっては、小島委員が言われるように危惧される部分もあると思いますが、学校は、子どもがどういう状況にあるのか、ケースバイケースで対応するように指導しています。例えば、9月1日については、当日に連絡がない場合は、その日のうちに必ず家庭に行くよう指示しているところです。子どもの安全、所在確認を最優先にして対応しているところです。

○小島委員 やはり心配ですからね。わかりました。

○綱川委員 9月1日付で文部科学省から通知があったようでしたが、港区は大丈夫でしたか。登校しなかった子が多かったとか、そういうことはありませんでしたか。

○指導室長 何か特別な理由なしに休んでいるようなことは、こちらには報告されておられません。

○小島委員 大滝議員のスポーツ施設の利用料免除についてですが、確かに、障害のある方がスポーツをするために無料化にすることはよいことと思います。ただ、各区それぞれが住民に対するサービスに努力しなければいけないと思うので、どこかの区だけが他区のこのような方を免除すると

ということだと偏っている気がします、いかがですか。

○生涯学習推進課長 受益者負担という考え方がもちろんあり、障害者についてはその施設の特性に応じて免除又は減額するというやり方になっています。他区の状況ですが、平成25年の時点で調査したところ、23区中港区を含めて4区が他区の障害者を無料化していたという状況があります。ほとんどの区では有料で扱っているという実態から、そちらに合わせた経緯があります。

○小島委員 障害者に対する施設は、各区それぞれ置いているのでしょうか。ない区もあるのですか。

○教育長 障害者専用の施設ということではなくて、スポーツセンターやプールなどがあります。

多くの区がやはり区民優先ということから、利用にあたっては、区内の障害者と区外の障害者で差を設けています。この質問の前段にあるのは、区境で、隣の区に行ったほうが近いという人たちもいるので、区内と区外とで障害者を差別しているのではないかということです。

○澤委員長 確かに、庶務課長が言われているように、多様性を尊重する社会の推進という視点もまたあるのかと思います。いろいろな視点からご質問をいただいたのですね。

それでは、この案件はよろしいでしょうか。

(なし)

2 幼児・児童・生徒の事故発生状況について

○澤委員長 次に「幼児・児童・生徒の事故発生状況について」学務課長、説明をお願いします。

○学務課長 「幼児・児童・生徒の事故発生状況について」報告いたします。今回は、平成27年4月から8月までの1学期分です。

資料ナンバー2をご覧ください。

1ページは総括表です。事故発生件数は合計14件です。昨年度は10件でしたので、やや増加している状況です。

2ページは事故の詳細です。傷病の程度の重かったものを中心にご説明させていただきます。

まず、①青山中学校2年、左手首の骨折で入院3日、通院6日です。雨天のため、部活動中に階段の昇降運動を行っていて、結露があったため転倒し、支えようとして左手首を地面に着いたということです。

次に、⑥筭小学校6年、右肘骨折で入院1日、通院20日です。体育の授業中に組体操の練習をしていてバランスを崩して落下し、右肘を校庭に打ちつけたということです。

次に、⑨白金の丘小学校2年、外陰部の挫創で入院1日、通院2日です。給食準備中に座っていた椅子が横に倒れ、椅子の金属部分に股間をぶつけたということです。

次に、⑪赤坂小学校2年、右腕上腕骨顆上骨折で入院5日、通院15日です。「顆」というのは、肘の少し上のあたりで骨が折れやすいところです。体育の授業中に鉄棒をしていて、手を滑らせて右腕が下になる体勢で転倒したということです。

次に、⑫高輪台小学校2年、右こめかみ上打撲、右肘出血で入院1日、通院3日です。下校中に

転倒して、右のこめかみ上を打撲し右肘から出血があったということです。

⑩こちらだけが見舞金支給申請中となっております。事故が6月18日、通常はすぐに見舞金を申請するよう言っていますが、報告が9月10日にあったため、支給が遅れているものです。

説明は、以上です。

○澤委員長 ただいまの説明に対して、ご質問ございますか。

○綱川委員 ⑫は、入院1日というと結構大きい事故だと思いますが、自分で転んだだけですか。

○学務課長 自分で転倒しています。

○綱川委員 ⑩は、先ほど見舞金のことを言われていましたが、放課後スポーツクラブ中と書いてありますが、これは学校管理外ですか、学校のクラブ活動中ですか。

○学務課長 これは学校の管理外でして、放課後スポーツクラブ「スポーツアカデミー」での準備運動中に起こったということです。

○指導室長 これは学習指導要領に示される特別活動のクラブではなくて、学校が独自に行っている課外のクラブ活動ですが、教育課程に位置付けて活動するクラブです。

○綱川委員 難しいですね。そうでないと見舞金の対象にならないでしょうから。

○澤委員長 それでは、この案件はよろしいでしょうか。

(なし)

3 平成28年4月の新入学児童・生徒の学校選択希望制について

○澤委員長 次に、「平成28年4月の新入学児童・生徒の学校選択希望制について」学務課長、説明をお願いします。

○学務課長 それでは、「平成28年4月の新入学児童・生徒の学校選択希望制について」ご説明いたします。

資料ナンバー3をご覧ください。

受入れ上限数（学区内と学区外人数の合計）です。なお、二重の枠で囲まれた部分は、上限数設定の考え方をまとめたものです。

小学校については、例えば、2学級の場合は1学級当たり35人の2クラスですので計70名。そこから今後、転入してくるであろう児童の数の予想として10名を差し引いて計60名を受け入れの上限数としています。小学校では今後6年間に転入・転出があると思いますが、一応余裕をもって10人の枠をとっております。

左側の小学校の表をご覧ください。昨年度と比較しながら、主な部分についてご説明させていただきます。

赤羽小学校は、昨年度より1クラス増やして3クラス90人で上限数を設定させていただいています。これは5歳児の人口増が要因で、理由としては、平成20年度頃に大規模マンションが増えたことによる影響と考えています。

白金小学校は、学校の協力を得て、昨年度と同様4クラス125人で上限数を設定させていただ

いています。高輪台小学校への希望者が多いため、そこから吸収できればという趣旨です。

白金の丘小学校は、昨年度と同様3クラス90人で上限数を設定しています。今年度は初年度でしたので増えることを予測していました。来年度もこの範囲で大丈夫ではないかということで設定しています。

港南小学校は、昨年度から1クラス増やし7クラス225人で上限数を設定しています。理由は、児童数の増です。

東町小学校は、昨年と同様で外国籍の児童数の上限を10人とし、それを含めて65人で受け入れ上限数を設定しています。通常2クラスは60人ですが、国際学級の入級枠確保のため65人としています。

右側の中学校の表をご覧ください。昨年度とほとんど同じですが、白金の丘中学校は、2クラス70人で上受け入れ上限数を設定しています。

なお、小学校、中学校とも大きく上限数を変更した学校はありませんが、赤羽小学校と港南小学校で1クラス増となっています。

ただし書きの部分をご覧ください。

高輪台小学校と東町小学校だけ、通学区域外からの入学希望者を受け入れできない可能性があることを明記しています。高輪台小学校は学区域内率が直近で96.6%と高いこと、東町小学校は国際学級による人気が高いことから、この2校は受け入れできない可能性があります。

次に、2ページをご覧ください。

抽選についてです。この抽選のルールは例年のとおりです。優先順位は、学区域内のお子さんが最優先です。それから、学区域外からの入学希望者の中に兄弟が在学している場合は、抽選順位を優先します。次に、東町小学校の国際学級への入級条件を満たす児童を優先します。学区域外からの入学希望者で受け入れ上限数を超えた場合は抽選となります。

今後のスケジュール（予定）です。

学校選択希望票の発送は10月9日（金）。提出期限は、郵送が11月6日（金）の消印有効。学務課への持参が11月19日（月）17：15まで。応募状況の公表は11月20日（金）。同時に抽選校の発表をいたします。抽選の実施は12月1日（火）。就学通知書の発送は1月8日（金）となります。

次に、3ページをご覧ください。

平成28年度新入学通学区域別の学齢人口（住民基本台帳による）です。

左側の表が小学校で、平成27年4月1日現在の平成27年度新入学児童数と、平成27年8月1日現在の平成28年度新入学児童数です。これは現在の5歳児の人口です。平成27年4月1日現在の新入学児童数が1,869名、平成27年8月1日現在の新入学児童数は1,950人で、81人の増となります。

右側の表が中学校です。平成27年4月1日現在の平成27年度新入学生徒数が1,359人、平成27年8月1日現在の平成28年度新入学生徒数は1,424人で、65人の増となります。

全ての児童生徒数ですので、全ての方が区立小・中学校に入学するわけではありませんが、入学する方は小学校で約7割、中学校で約4割ですので、ほぼ今年度当初に推計した児童生徒数に収まっていると考えています。

説明は、以上です。

○澤委員長 ただいまの説明に対して、ご質問ございますか。

○綱川委員 高輪台小学校の校舎の増築は、いつ頃できるのですか。これを見ますと、高輪台小学校の学齢人口が173人です。物理的に半分となっても80人以上になりますよね。来年の4月には間に合わないですね。

○学校施設担当課長 高輪台小学校校舎の増築は、基本構想・計画から基本設計、実施設計となりますので、まだ時間はかかります。

○綱川委員 来年の4月は無理ですね。

○学校施設担当課長 4月には間に合いません。

○綱川委員 でも早くしないと危なそうですね。あの地域は、新駅やリニアで土地の価格も上がってきています。マンションもどんどん増えています。大変なことになるのではないかと思います。

○学務課長 学齢人口だけでいうと、高輪台小学校が31人の増ということですが、これは想定どおりです。一応この10年程度の想定においては間に合うようになっています。

○綱川委員 はい、わかりました。

○澤委員長 学務課長、先ほどの説明で、高輪台小学校と白金小学校の兼ね合いとしては、もう高輪台小学校は受け入れ児童数の上限を超える危険性があるということですか。

○学務課長 危険性があるというわけではありませんが、何らかの方法で対応しておいたほうがよいかなということです。

○澤委員長 基本的に、子どもたちが増えることは、港区全体としてありがたいことです。かつて児童数がどんどん減って、学校の統廃合という方向にならざるを得ない時代がありましたが、増えるのはうれしいことです。

○小島委員 先ほど学区域内率という言葉が出ましたが、白金の丘学園の小学校と中学校の学区域内率がわかれば、教えてください。

○学務課長 平成27年直近ですが、白金の丘小学校では学区域内からの就学が約83%です。

○小島委員 83%とは、結構高いですね。中学校はどうですか。

○学務課長 59.7%で6割程度です。

○小島委員 私立中学校への進学者は除いてということですか。

○学務課長 今在学しているお子さんの中で、学区域内のお子さんがという意味です。

○綱川委員 今、通学しているお子さんのうち、学区域内のお子さんということだと思います。

○澤委員長 残りは学区域外から来ているということですね。

○小島委員 ほかの学区域から4割ぐらい来ているということになりますか。

○綱川委員 そうだと思います。

○学務課長 おっしゃるとおりで、小学校については7割から8割近くが学区域内からですが、中学校は学区域内率が低くなっています。

○小島委員 なるほど、わかりました。

○綱川委員 先ほど、高輪台小学校の学区域内児童を白金小学校で吸収すると言われましたが、特別枠があるわけではないのですよね。

○学務課長 恣意的にはできませんので、枠が大きければ、そちらへ行く方もいらっしゃるかなということですよ。

○綱川委員 あとは御田小学校ということもありますよね。

○学務課長 さようでございます。

○澤委員長 それでは、この案件はよろしいでしょうか。

(なし)

4 港区立港郷土資料館の特別整理期間（休館）について

○澤委員長 次に、「港区立港郷土資料館の特別整理期間（休館）について」図書・文化財課長、説明をお願いします。

○図書・文化財課長 「港区立港郷土資料館の特別整理期間（休館）について」資料ナンバー4を使いまして、ご報告いたします。

港区立郷土資料館条例施行規則第2条第2号の規定に基づきまして、下記の期間を臨時休館といたします。

例年、秋に臨時休館を設けて、1週間ほど常設展示の模様替えや収蔵資料の整理を行っています。

今年度は、平成27年10月13日(火)から平成27年10月27日(火)までを臨時休館とさせていただきますと考えています。

利用者への周知方法は、「広報みなと」「ミナトマンスリー」等へ掲載し、周知を図ってまいります。また、郷土資料館内、各区立図書館、各地区総合支所内へもポスターを掲示し、臨時休館（特別整理期間）の案内をします。

以上、簡単ですが、ご報告させていただきます。

○澤委員長 ただいまの説明に対して、ご質問等ございますか。

図書・文化財課長、臨時休館の期間は、例年、2週間ぐらいですか。

○図書・文化財課長 施行規則では、「15日以内とする」と定められていますので、例年この時期に大体同じ程度の範囲内で設定しています。

現在、新郷土資料館に寄贈していただいた資料等も多くありますので、そういったものの整理もこの間でやらせていただきたいと思いますと考えています。

○澤委員長 それでは、この案件はよろしいでしょうか。

(なし)

5 第3回みなと子ども読書まつりについて

○澤委員長 次に、「第3回みなと子ども読書まつりについて」図書・文化財課長、説明をお願いします。

○図書・文化財課長 「第3回みなと子ども読書まつりについて」資料ナンバー5を使いまして、ご報告いたします。

みなと子ども読書まつりにつきましては、一昨年は高輪地区総合支所や高輪区民センター、昨年は区役所9階会議室を会場としました。

今回は、男女平等参画センター（リーブラ）と芝浦港南地区総合支所の区民協働スペースを使いまして実施したいと考えています。

日時は、平成27年11月1日（日）、午前10時から午後3時15分までです。

日時の設定につきましては、教育委員会の行事と重ならないように土曜日を避けこの日に設定しています。ちょうどこの期間が読書週間でもありますので、この日時に実施したいと考えています。

会場の男女平等参画センター（リーブラ）では、ホール、学習室、多目的室などを使って実施いたします。

内容としては、リトアニア共和国大使夫人による「英語のおはなし会」、調べ学習講座「きみも調べ博士になろう」。広尾学園ボランティア部によるおはなし会。こちらは日本語と英語を予定しています。港区立図書館児童サービスボランティアによるおはなし会。子どもサイエンス講演会や絵本についての講座、「ロバの音楽座」によるコンサートなど予定しています。

周知方法としては、10月11日号「広報みなと」、10月号「ミナトマンスリー」、10月号「ひろば」等で広報、周知を行ってまいります。

サイエンス講演会や「ロバの音楽座」のコンサートなど人気のあるものについては、ホールを使って100名規模で実施しますが、往復はがきにより応募を受けたいと考えています。

以上、簡単ですが、ご報告させていただきます。

○澤委員長 ただいまの説明に対して、ご質問ございますか。

会場は、毎年変わるのですか。

○図書・文化財課長 各支所を一巡することを目指してまして、来年は赤坂地区総合支所と交渉を始めています。新三田図書館ができ上がりましたら、新たな三田図書館でやるかについて、もう一度検討させていただくように思います。

○澤委員長 このイベントは人気があるんですね。

○図書・文化財課長 延べになりますが、参加数を合計しますと大体、1,000人ぐらいになるかと思います。親子連れで参加されますので、お子様はその半数の500人ぐらいと考えています。

○澤委員長 やりがいがありますね。

○小島委員 子どもさんは、何歳から何歳ぐらいでしょうか。

○図書・文化財課長 講座の内容が子ども向けになっていますので、乳幼児から小学生ぐらいまでです。ただ、調べ学習講座は年齢が少し上で例年集まりが悪いのですが、主に小学生以下のお子様

が親子連れでいらっしゃることが多いです。

○小島委員 先ほど幼稚園教育が非常に大事だという話がありましたが、この時期に幼稚園からその下ぐらいの年齢のお子さんに、ここで読書に興味を持ってもらって、読書の楽しさを覚えてもらえればとてもよいことだと思います。子ども集めのためにどんなことをされているのですか。

○図書・文化財課長 区内公私立小学校・幼稚園、保育園、児童館、子ども中高生プラザなどにポスターの掲示やチラシをお渡ししてご協力をお願いしているところです。広くチラシは配布しています。

○小島委員 枚数はどれぐらいですか。

○図書・文化財課長 1万7,000枚のチラシを用意しています。

○澤委員長 子どもサイエンス講演会は、どなたがなさるのですか。

○図書・文化財課長 こちらについては、NPO法人のガリレオ工房にお願いします。

講演会なども含めて「理科読しよう」という形で、実験も踏まえてやっていただけると聞いています。

○澤委員長 そうですか。これも結構人気があるということでしたね。

○図書・文化財課長 現在、定員100名で募集する予定ですが、抽選になることを予想していますので、往復はがきでの申し込み方法をとりたいと考えています。

○澤委員長 なるほど。区民の皆さんは勉強家ですね。

○永山委員 広尾学園のボランティア部というのは、中学生ですか、高校生ですか。

○図書・文化財課長 中・高両方です。広尾学園中・高のボランティア部の皆さんが学校図書室で読み聞かせをやっていたのですが、活動の場がないというご相談を受けまして、みなと図書館などを提供して読み聞かせをやっていただいております。通常の土曜日に来てやってもらっていますが、子ども読書まつりへも協力をいただき、「英語のおはなし会」もやっていただけることになっています。

○澤委員長 そうですか。連携でやっていただけるのはよいことですね。

それでは、この案件はよろしいでしょうか。

(なし)

6 生涯学習推進課の10月事業予定について

7 図書館・郷土資料館の10月行事予定について

8 10月指導室事業予定について

○澤委員長 次に、「生涯学習推進課の10月事業予定について」、「図書館・郷土資料館の10月行事予定について」、「10月指導室事業予定について」、この3件の定例報告については、配付資料のとおりです。各案件について、ご質問ございますか。

○綱川委員 ちょっと気になったのですが、資料ナンバー6にスポーツ関係(生涯学習推進課)で、ポート・スポーツ・サポーターズクラブ墨田区総合体育館とありますが、これはどんな事業ですか。

○生涯学習推進課長 先月から、ポート・スポーツ・サポーターズクラブという事業を始めました。これは、スポーツボランティアの養成をするということです。スポーツボランティアのリーダーになるような人たちの養成を目指します。まだ1年目ですので取っ掛かりですが、この10月は2回目として、墨田区総合体育館で実際にスポーツのイベントがありますので、その裏方の視察をするということで講座を組ませていただいています。

○綱川委員 わかりました。

○小島委員 指導室事業予定で、13日(火)「来年度入学の特別な支援が必要な児童・生徒の就学判定」とありますが、判定というのは、どんな要領でどんな形でやるのですか。

○指導室長 就学相談員がいる学務課が中心に行っておりますが、基本的に指導室も参加するので、こちらに記載しております。「就学支援シート」を書いて、就学の要望がある保護者に対して、その児童がどういう状況にあるか判断をして、その子が通常の学級が適切なのか、または特別支援学級が適切なのか、特別支援学校が適切なのかを判定する委員会です。1回目ということで、具体的なことはまだ決まっていません。

○綱川委員 この日に判定するわけではないですね。委員会ですね。

○指導室長 判定に向けての1回目の委員会です。

○綱川委員 打ち合わせ会みたいなものですか。

○学務課長 年間に何回か開催しておりまして、来年度の春に向けて、医師や臨床心理士、教員や校長にも加わっていただいて、このお子さんは特別支援学校なのか特別支援学級なのかと、そういったことを判定する会議となっています。

○小島委員 委員会は何回か開かれるということですか。保護者の方と面接して、保護者の方からもいろいろ希望を聞いて総合的に判断するというものですか。

○学務課長 おっしゃるとおり、保護者の意見を伺います。保護者がいらっしゃっている場合もありますし、保護者が別室でお子さんと話をしているところを確認することもあります。

○小島委員 その子の適性に合った判定をするのが一番大事なことです。保護者のいろいろな意見がなかなか難しいようなことを聞いているのですが、どんな感じですか。

○学務課長 昨年度のことでいいますと、やはりどうしても最終的に判定に従っていただけない保護者の方もいらっしゃいます。ただ、今も申し上げたように、最終的には保護者の意向を尊重しておりますので、あくまでもこういった方法があるということをお示しするだけです。

○小島委員 そうすると、保護者が最終的に決めてよいということになりますか。

○学務課長 保護者の意向を尊重しています。

○小島委員 学校としてはどうなのですか。お子さんの適性を正しく判断してもらって、それでこそ特別支援学級や特別支援学校をつくった意味があるわけですね。

○指導室長 実際に判定された特別支援学級ではなく通常の学級に入ってきた場合には、当然学校としては困難な指導の状況が生まれることとなります。ただ、保護者の意向で就学した場合には、担任が中心に指導しますから、様々な対応をしていかざるを得ないと考えます。

○小島委員 現状では、やむを得ないということですか。

○綱川委員 要するに、強制はできないということですよ。

○学務課長 保護者の意向を尊重しております。ただ、1度通常学級に入っても、継続して観察した上で、特別支援学級をすすめることをアドバイスすることもあります。アドバイスに従っていた場合もあります。

○澤委員長 小島委員が言われるように、保護者の意向もありますから、なかなか難しい課題です。それでは、この案件はよろしいでしょうか。

(なし)

○澤委員長 本日予定している案件は全て終了しましたが、庶務課長、その他何かありますか。

○庶務課長 特にございません。

「閉 会」

○澤委員長 わかりました。なければ、これもちまして閉会いたします。

次回は、定例会を10月13日火曜日、午前10時から開催予定です。よろしくお願いいたします。

皆さん、お疲れ様でした。

(午前11時45分)

会議録署名人

港区教育委員会委員長 澤 孝一郎

港区教育委員会委員 永 山 幸 江